令和８年度　介護保険施設等集団指導
運営指導における主な指摘事項（訪問系サービス）

１　運営指導における主な指摘事項

２　令和８年度運営指導の重点事項（13項目）

鹿児島市　指導監査課

あなたとわくわく
マグマシティ
鹿児島市

対象サービス

【訪問介護】

【（介護予防）訪問入浴介護】

【（介護予防）訪問看護】

【（介護予防）訪問リハビリテーション】

【（介護予防）居宅療養管理指導】

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

【夜間対応型訪問介護】

【介護予防・日常生活支援総合事業（訪問）】

１．運営指導における主な指摘事項（訪問系サービス）

共通

指摘事項	改善方法
運営規程の内容に記載不備がある。	運営規程に定めておくべき事項は、運営指導の際に提出していただく自己点検表に記載してありますので、参考にしてください。 (市ホームページに掲載※) 運営規程をご確認いただき、内容に記載不備がある場合は是正し、運営規程の変更届を、市長寿あんしん課へ提出してください。 (※市ホームページ>健康福祉>指導監査>自主点検表・事前提出資料など) ◀二次元コード（介護保険施設等）　◀二次元コード（地域密着型サービス）
・勤務表に、職務の内容、常勤・非常勤の別、日々の勤務時間、管理者との兼務関係等を明確にしていない。 ・月ごとの勤務表を作成していない。 ・事業所ごとの勤務表を作成していない。	勤務表は、事業所ごとに、原則として月ごとに作成し、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてください。 ※勤務表の内容に不備がないかご確認ください。
当該事業所の従業者であることが確認できない。	雇用契約書又は辞令等により、当該事業所の従業者であることを明確にしてください。

１．運営指導における主な指摘事項（訪問系サービス）

共通

指摘事項	改善方法
従業者の資質の向上のための研修の機会を確保していない。	研修機関が実施する研修や、事業所内の研修への参加の機会を年間研修計画を作成し、計画的に確保してください。
従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者や家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていない。	事業所の従業者でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を、雇用契約書や誓約書等により、従業者との雇用契約時等に取り決めるなどの措置を講じてください。
サービス担当者会議等において、利用者や家族の個人情報を用いる場合に、あらかじめ同意を得ていない。	あらかじめ文書により、利用者及び家族それぞれから同意を得てください。サービス提供開始時に、包括的な同意を得ておくことで構いません。

１．運営指導における主な指摘事項（訪問系サービス）

共通

指摘事項	改善方法
事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の重要事項を掲示していない。	事業所の見やすい場所に掲示してください。また、重要事項を記載したファイル等を利用者や家族などが自由に閲覧できる形で事業所内に備えつけることで掲示に代えることができます。
変更の届出がされていない。 ・管理者、サービス提供責任者の変更 ・平面図が実態と異なる	管理者、サービス提供責任者、平面図の変更のほか、事業所の名称及び所在地、運営規程、役員等に変更があった場合も届出が必要になります。変更があった場合は、市長寿あんしん課へ変更後10日以内に、変更届を提出してください。

１．運営指導における主な指摘事項（訪問系サービス）

共通

指摘事項	改善方法
苦情の内容等を記録していない。	苦情の受付日、内容等を記録し、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行ってください。
利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合に、市へ報告していない。	サービス提供の際に事故が発生した場合は、市介護保険課へ事故報告書を提出してください。指摘した事例として、サービス提供中に事故が発生し、医療機関を受診している場合に報告がされていないものが見受けられます。 また、職員の法令違反や不祥事の発生、感染症や食中毒の発生など、その他にも事故報告が必要な場合がありますので、報告が必要な範囲や報告手順、報告書様式等、詳しくは市ホームページでご確認ください。 (※市ホームページ>健康・福祉>介護保険>介護保険関連情報>市からのお知らせ(介護保険関連)>介護サービス提供時の発生事故の報告) ◀二次元コード

１．運営指導における主な指摘事項（訪問系サービス）

指摘事項

改善方法

訪問介護

訪問介護員の等の員数について
　事業所ごとに置くべき訪問介護員等を常勤換算方法で２．５人以上配置していない。

　訪問介護事業所は、事業所ごとに、常勤換算方法で２．５人以上の訪問介護員等の配置を行ってください。最小限の員数として定められています。

　サービス提供責任者が他の事業所の業務を兼務しており、基準を満たしていない。

　サービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定めるものであって、専ら指定訪問介護に従事するものをもって充てなければなりません。

※ただし、指定訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所に従事することができます。

１．運営指導における主な指摘事項（訪問系サービス）

指摘事項	改善方法
訪問介護	
訪問介護計画の作成に当たって、アセスメントを行っていない（行ったことを確認できない）。	訪問介護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、サービスの提供によって解決すべき問題状況を明らかに（アセスメント）してください。また、アセスメントを行ったことを客観的に確認できるよう、記録等に残してください。
訪問介護計画を作成していない（期間がある）。	サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問介護計画を作成してください。目標期間終了時などに計画の未作成が見受けられます。 ケアマネジャーと連携し、ケアプランや事業所のアセスメントに基づいて、サービスや期間の切れ目がないように計画を作成してください。

１．運営指導における主な指摘事項（訪問系サービス）

訪問介護

指摘事項	改善方法
担当する訪問介護員等の氏名、所要時間、日程を明らかにしていない。	訪問介護計画の作成に当たっては、担当する訪問介護員等の氏名、所要時間、日程等を明確にしてください。
居宅サービス計画の内容に沿って、訪問介護計画を作成していない。	ケアプランの内容を確認し、訪問介護計画を作成してください。また、利用者にとって必要性のあるサービスについてケアプランに位置付けがない場合はケアマネジャーへ報告し、ケアプランの見直しやサービス内容を追加するなど連携を図ってください。
訪問介護計画にサービスの具体的内容を記載していない。	訪問介護計画には、訪問介護事業所で提供する内容（生活援助の内容や身体介護を行う内容など）を具体的に記載してください。

１．運営指導における主な指摘事項（訪問系サービス）

指摘事項

訪問介護

改善方法

・訪問介護計画の内容について利用者や家族に説明し、同意を得、当該計画書を利用者に交付していない（確認できない）。

・訪問介護計画の作成や交付が、サービス提供日より遅れている。

　サービス提供責任者は、訪問介護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得、当該計画を利用者に交付してください。その際は、行ったことを客観的に確認できるよう、記録等に残してください。

　また、訪問介護計画の作成及び当該計画の説明・同意・交付については、サービスの提供開始日までに行い、計画に基づき提供してください。

１．運営指導における主な指摘事項（訪問系サービス）

訪問介護

指摘事項	改善方法
訪問介護計画に位置付けられていないサービスの提供を行っている。	サービスの提供は、訪問介護計画に位置付けた上で行ってください。また、利用者にとって必要性のあるサービスについてケアプランに位置付けがない場合はケアマネジャーへ報告し、ケアプランの見直しやサービス内容を追加するなど連携を図ってください。
必要に応じた訪問介護計画の変更を行っていない。	サービス内容の追加や変更等については、ケアマネジャーと連携し、ケアプランと訪問介護計画書の見直しを行い、利用者に同意を得た上でサービスを提供してください。

１．運営指導における主な指摘事項（訪問系サービス）

指摘事項

訪問看護

改善方法

訪問看護計画書を作成していない（期間がある）。

　看護師等は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問看護計画を作成してください。
目標期間の終了時などに計画の未作成が見受けられます。
　ケアマネジャーと連携し、ケアプランや事業所のアセスメントに基づいて、サービスや期間の切れ目がないように計画を作成してください。

※訪問看護の提供に係る計画書や報告書及び記録書の作成については、介護保険最新情報vol.934「訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取扱いについて」を参考にしてください。（各事業所で定める様式でも差し支えありません。）

１．運営指導における主な指摘事項（訪問系サービス）

訪問看護

指摘事項	改善方法
居宅サービス計画に沿って訪問看護計画書を作成していない。	ケアプランの内容を確認し、訪問看護計画書を作成してください。また、利用者にとって必要性のあるサービスについてケアプランに位置付けがない場合はケアマネジャーへ報告し、ケアプランの見直しやサービス内容を追加するなど連携を図ってください。
訪問看護計画書の作成に当たって、主治医の指示を踏まえていない。	訪問看護計画書の作成に当たっては、居宅サービス計画及び主治の医師の指示を踏まえ、具体的なサービス内容等を記載してください。
サービス提供を行う期間の記載がない。	介護予防訪問看護計画書には、目標や具体的内容の他、サービスの提供を行う期間についても記載してください。

１．運営指導における主な指摘事項（訪問系サービス）

訪問看護

指摘事項	改善方法
・訪問看護計画書について、利用者や家族に対して説明し、同意を得、当該計画書を利用者に交付していない（確認できない）。 ・計画の説明、同意、交付がサービス提供開始日より遅れている。	訪問看護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得、当該計画を利用者に交付してください。その際は、行ったことを客観的に確認できるよう、記録等に残してください。 また、訪問看護計画の説明・同意・交付については、サービスの提供開始日までに行い、計画に基づき提供してください。
主治医へ訪問看護計画書を提出したことを確認できない。	訪問看護計画書を主治医へ提出したことについて、客観的に確認できるよう、記録等に残してください。

１．運営指導における主な指摘事項（訪問系サービス）

指摘事項

改善方法

訪問リハビリテーション

・訪問リハビリテーション計画について、利用者や家族に対して説明し、同意を得、当該計画を利用者に交付していない（確認できない）。

・計画の内容について、利用者や家族への説明、同意、当該計画の利用者への交付がサービス提供開始日より遅れている。

訪問リハビリテーション計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得、当該計画を利用者に交付してください。その際は、行ったことを客観的に確認できるよう、記録等に残してください。

また、訪問リハビリテーション計画の作成及び当該計画の説明・同意・交付については、サービスの提供開始日までに行い、計画に基づき提供してください。

２．令和８年度　運営指導の重点事項（１３項目）

（１）利用者の安心・安全の確保（５項目）

①「虐待防止」に向けた取り組み（委員会の開催・指針の整備・研修・理解）はあるか。

②「身体拘束廃止」に向けた取り組み（委員会の開催・指針の整備・研修・理解）や手続きは適正か。※1

③ 非常災害に対する備え（災害の種類や立地環境に応じた個別計画の作成、避難経路の確保及び訓練の実施、従業者への周知）は適切に行われているか。※2

④ リスクマネジメント（感染症対策、業務継続に向けた取組、事故発生時及び緊急時対応、苦情対応）は適切か。

⑤ 医療行為がある場合、有資格者により適切に行われているか。※3

※1　②は、計画系・訪問系・通所系・福祉用具系については、委員会の開催・指針の整備・研修の取り組みは対象外

※2　③は、計画系・訪問系・福祉用具系は対象外

※3　⑤は、計画系・福祉用具系は対象外

２．令和８年度　運営指導の重点事項（１３項目）

（２）サービスの質の確保・向上
（一連のケアマネジメント・プロセスに関する理解の促進）（２項目）

① 利用者の希望・置かれた環境等に沿った計画が作成されているか。

② 計画に沿ったサービスが提供されているか。

（３）人員基準・定員の遵守及び勤務体制の確保（３項目）

① 人員基準（必要資格、研修の修了含む）を満たす員数が確保されているか。

② 定員の遵守に関する認識を持ち、定員を超える場合は適切な措置がとられているか。※1

③ 勤務表等により勤務体制が確保されているか。

※1　②は、計画系・訪問系・福祉用具系は対象外

２．令和８年度　運営指導の重点事項（１３項目）

（４）介護報酬の適正な取扱い（３項目）

① 不正な請求（故意・過失に拘わらず、サービス提供事実と異なる請求）を行っていないか。

② 算定基準（関係告示・通知等）に適合し、要件を満たした場合に算定しているか。

③ 減算すべき基準に適合する場合、適正に減算しているか。